

税理士によるスマホ申告相談会のお知らせ<土浦市役所会場>

日 時：令和7年2月3日(月)、10日(月) 17時～20時 **入場整理券が必要**
※最終相談開始時間は19時です。

受付方法：開催日当日の16時30分より入場整理券を配付いたします。

会 場：土浦市役所2階 男女共同参画センター研修室1・2（土浦市大和町9-1）

対 象 者：**サラリーマン（給与所得者）で所得税の還付を受ける方**

（例）多額の医療費がある。住宅ローンで家を購入（住宅資金の贈与等がある方を除く）した。ふるさと納税をした。

※ただし、以下の方は当相談会の対象外です。

贈与税、不動産所得、事業所得、譲渡所得（不動産、株式等、FXほか）、
配当所得、雑所得（年金、準事業、その他）があり、それらの申告をする方

定 員：一日あたり先着150名

持 ち 物：

- ・スマートフォン （マイナンバーカード読み取り対応機種）
- ・マイナンバーカード （申告名義人のもの）
- ・マイナンバー作成時の暗証番号がわかるもの（下記の①②の両方必要）
 - ① 署名用暗証番号（英数字6文字～16文字）
 - ② 利用者証明用暗証番号（数字4桁）
- ・給与所得の源泉徴収票（令和6年中に支払いがあったもの全て）
- ・各種所得控除証明書（社会保険料、生命保険、地震保険、医療費、ふるさと納税など）
※医療費控除の申告をされる方は、あらかじめ医療費控除の明細書を作成してください。
医療費控除の明細書ダウンロード↓
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/02/pdf/ref1.pdf>
- ・住宅ローン控除の必要書類一式（下の国税庁ホームページでご確認ください。）
国税庁HP 住宅ローン控除を受けられる方へ（新築・購入用）↓
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2024/pdf/030.pdf>
国税庁HP 住宅ローン控除を受けられる方へ（増改築用）↓
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2024/pdf/031.pdf>
- ・還付金振込先口座が分かるもの （申告名義人のもの）

問い合わせ先：関東信越税理士会土浦支部 TEL 029-824-5055